



2023年5月22日

各位

会社名 セコム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 尾関 一郎  
(コード:9735、東証プライム)  
問合せ先 IR部長 余慶 徹  
(TEL. 03-5775-8225)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主であるロンシャン・SICAV(代理人ダルトン・インベストメンツ・インク。以下、「本提案株主」といいます。)より2023年6月27日開催予定の第62回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において株主提案(以下、「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面(以下、「本株主提案書」といいます。)を受領し、その内容について検討を重ねてまいりました。その結果、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 本株主提案の内容および理由

##### 1. 議題

- (1) 自己株式取得の件
- (2) 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件
- (3) 社外取締役の構成に関する定款変更の件

##### 2. 議案の要領および提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### 1. 「(1)自己株式取得の件」

##### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に、反対いたします。

## (2) 反対の理由

当社は、2017年5月に、「セコムグループ 2030年ビジョン」を策定し、「あんしんプラットフォーム」構想の実現により、変わりゆく社会に、変わらぬ安心を提供していくことで、社会課題の解決と企業価値の拡大を両立しながら持続的に成長していくことを公表いたしました。

「セコムグループ 2030年ビジョン」の実現に向け、当社は新たに策定した「セコムグループ Road Map 2027」において、変わり続ける社会においても、当社の「安全・安心」を継続してお客様にお届けするために、従来の重点施策をさらに進化・発展させ、ステークホルダーへの還元もより一層重視しつつ、「安全・安心」で「快適・便利」なサービスを次々と提供していくという、2027年に向けてセコムグループが目指すべき方向性を明確化しております。

「セコムグループ Road Map 2027」におきましては、取り組むべき重点施策として、(a)セキュリティを中心とする新たなサービス・ソリューションを提供すること、(b)海外事業を強化し、将来的には海外売上高比率10%を目指すこと、(c)BPO・ICT事業においてお客様の事業運営を支えるビジネスインフラ基盤を構築すること、また、これらの重点施策を着実に実行するとともに、(d)サービス価値の最大化と業務効率の向上を図り、生産性を高めていくことを掲げております。加えて、(e)全てのステークホルダーから選ばれ、信頼され続ける会社づくりを推進するために、人財の確保・育成に継続的に投資を行い、また経営戦略とサステナビリティの一体化を加速していくことも明示いたしました。

当社は、これらの重点施策を実行し、現実のものとしていくためには、営業活動からのキャッシュ・フローを、「成長投資」「事業運営資金」「株主還元」のバランスを考慮しながら資金配分することが極めて重要であると考えております。

社会の変化や技術の急速な進化の結果、セキュリティサービス事業を始めとする当社の事業が大きな変革期に差し掛かっている中で、「セコムグループ Road Map 2027」に示した重点施策はいずれも収益の拡大や生産性の向上を実現するなど、企業価値を高めるための「成長投資」として適切なリターンにつながるものと考えています。また、「セコムグループ 2030年ビジョン」の実現に必要な国内外のM&Aについても、「成長投資」の一つとして、投資効率を見極めながら積極的に行っていく方針です。

加えて、当社は、「安全・安心」を提供する会社の責務として、外部環境が変化しても途切れることなくサービス提供、事業継続をするために必要な資金を「事業運営資金」として適切に維持する必要があります。

「株主還元」に関しましては、従前より経営の重要課題と位置づけております。当社は、成長投資により持続的に拡大する利益を連結配当性向の一定水準を目安に安定的かつ継続的に配当金として株主の皆様へ還元しております。

自己株式の取得につきましては、2022年2月から6月にかけて、総額約300億円の規模で実施したのに続き、本年2月9日の取締役会におきましても、250億円を上限とする自己株式の取得を決議し、4月末までに180億円規模、また5月に入っても実施するなど、継続的に行っております。

す。

前掲の「セコムグループ Road Map 2027」におきましては、重点施策の実行による収益の拡大や生産性の向上を実現することにより見込まれる数値目標の一つとして ROE10%を掲げております。目標達成のための手段として、純利益を増加させる施策を推進することは当然のことながら、自己株式の取得を適切なタイミングで行うことも既に打ち出しております。これは、同じく目標として掲げている 45%前後の配当性向とあわせて、当社の株主還元をこれまで以上に充実させるものと考えております。

一方で、本株主提案による自己株式の取得は、2023 年 3 月期の連結当期純利益 961 億円の倍近く、自己株式取得の主体となる当社単体での現預金 2,143 億円の 8 割を超える過大な水準かつ、本株主総会終結の時から 1 年以内という短期間に実施を求めるものであり、このような提案が可決されれば、「成長投資」「事業運営資金」「株主還元」のバランスが大きく損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値の持続的向上が毀損するおそれがあり、結果として株主の皆様利益につながらないと判断いたします。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(参考) これまでの株主還元の実績

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
1 株当たり年間配当金	170 円	180 円	185 円	190 円
自己株式取得実施額	—	112.3 億円	297.8 億円	69.9 億円 (4 月末現在)

(注) 1. 2022 年度の 1 株当たり年間配当金については、本株主総会において、会社提案が承認可決されることが条件となります。

2. 2023 年度の 1 株当たり年間配当金については、配当予想額となります。

2. 「(2) 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件」

(1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案議案に、反対いたします。**

(2) 反対の理由

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により定めており、その報酬については、金銭報酬(固定月額報酬および賞与)と株式報酬で構成することとしております。

このうち、株式報酬については、社外取締役を除く取締役(以下、「対象取締役」といいます。)を対象とし、2021 年 6 月 25 日開催の第 60 回定時株主総会において、(a)譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を、金銭報酬とは別枠で、年額 1 億円以内とし、譲渡

制限付株式として発行または処分がなされる当社普通株式の総数を年 20,000 株以内(当該定めに係る対象取締役の員数は 7 名)とする旨、(b)譲渡制限期間を、対象取締役が当社普通株式の発行または処分を受けた日から、当該対象取締役が当社の取締役、執行役員、監査役および使用人(以下、「当社取締役等」といいます。)のいずれの地位からも退任または退職(死亡による退任または退職を含む。以下、「退任等」といいます。)をする時点までの期間とする旨、(c)譲渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものでない場合には、当社は、当該対象取締役が保有する当該普通株式の全部を当然に無償で取得する旨などの決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、取締役会が、指名・報酬委員会における審議の結果を踏まえた上で、上記(a)の上限額・上限数の範囲内において各対象取締役の株式報酬を決定することとしております。

対象取締役に支給する固定月額報酬の額、賞与の額および株式報酬の額の割合は、概ね 80:15:5 とすることとしております。

また、当社は、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬委員会を設置しており、同委員会は取締役の選解任に関する議案を取締役に提案し、また、取締役の報酬を決定・答申しております。

このような当社の報酬制度は、経営理念を実践し株主を始めとする幅広いステークホルダーの期待に応える優良な人材の登用・保持を支え、企業価値の持続的な向上につながっていると考えております。

一方で、本株主提案は、具体的な内容を定めることなく「取締役の保有する株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式保有ガイドラインによる。」としているのみです。当社の現行の制度下においては、取締役の個人別の報酬等の内容について取締役会の決議で定め、金銭報酬、株式報酬とも株主総会の決議がなされており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために指名・報酬委員会で取締役の報酬を決定・答申しているため、株式報酬のみを特別に規定する当該ガイドラインの制定を定款に定める必要性はないと判断いたします。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

### 3. 「(3) 社外取締役の構成に関する定款変更の件」

#### (1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案議案に、反対いたします。**

#### (2) 反対の理由

当社取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は十分な独立性が保たれているとともに、当社の「セコムグループ 2030 年ビジョン」や「セコムグループ Road Map 2027」の達成に向けた業務執行方針の決定、取締役の職務執行の監督を行うに十分な資質と多

様性を有する最適な構成であり、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながるものと考えております。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス体制は、監査役設置会社の形態により、取締役会が業務執行その他の会社の意思を決定し、代表取締役社長を中心とする執行役員が業務を執行し、社外監査役 3 名を含む監査役および取締役会が内部監査部門等と連携して取締役および執行役員の職務執行を監査・監督するガバナンス体制を採用しています。また、こうした体制のもと、取締役会において内部事情にとらわれない大所高所に立脚した外部の視点を取り入れ、経営の適法性・客観性を確保するため、本株主総会において、当社が提案する取締役候補者 8 名のうち、3 名を社外取締役候補者としております。この構成は、当社の業務に精通し多様な知見を持つ社内取締役と、企業経営等に豊富な見識を持つ複数名の社外取締役によってジェンダーや国際性等の多様性が確保され、実質的な実のある議論・決議が行われるよう適切な人数になっていると考えております。今後も引き続き、さらなる多様性と適正規模について、検討を行っていきます。

また、当社は、任意の組織として社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、取締役会に取締役候補者を上程する適切なプロセスを確保しているものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、かえって取締役候補者の選択範囲や取締役会の柔軟な運営、および取締役会の実効力を制限し、少数株主を含めたステークホルダーの意見を適切に反映させる取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性もあると判断いたします。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(ご参考) 本株主総会に上程する取締役候補者の知見と経験(スキル・マトリックス)

氏名	現在の当社における地位	経営・組織運営	財務・会計	法務・コンプライアンス・リスク	サステナビリティ・ESG	セキュリティ業界	グローバルビジネス	ICT・テクノロジー
中山 泰男	代表取締役会長	●	●		●	●		
尾関 一郎	代表取締役社長	●	●			●	●	
吉田 保幸	専務取締役	●	●	●		●		
布施 達朗	常務取締役	●			●	●	●	
栗原 達司	取締役	●	●		●	●		
廣瀬 篁治	社外取締役	●			●		●	●
渡邊 元	社外取締役	●	●	●				
原 美里	社外取締役	●	●		●			

- (注) 1. 各取締役候補者が保有する知見や経験を最大で4つまで記載しております。  
 2. 上記一覧表は、各取締役候補者の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件
- 3 社外取締役の構成に関する定款変更の件

## 第2 議案の要領及び提案の理由

### 1 自己株式取得の件

#### (1) 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、当社普通株式を、株式総数 21,500,000 株、取得価額の総額 180,000,000,000 円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### (2) 提案の理由

弊社は 10 年を超えて当社株式を保有する株主であり、高水準の投下資本利益率(ROIC)と安定かつ継続的に成長を達成してきたご経営陣の事業運営に敬意を表します。しかし、ROIC の高さは対照的に、近年は現金資産の積み上がりにより自己資本利益率(ROE)は継続的に悪化しており、株価低迷の一因となっております。

当社は 2023 年 2 月 9 日の取締役会決議において、2023 年 2 月 10 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間に発行済株式総数(自己株式を除く)の 2.08%、4,500,000 株を上限とし、取得価額の総額の上限を 250 億円とする自己株式の取得を決議し、当社が株主還元の拡充および資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。しかし、現金資産の積み上がりにより ROE が悪化してきている現状を考えれば、将来の M&A・設備投資・研究開発資金、さらには予期せぬリスクへの備えるための必要な資金である事業運営資金を考慮しても、現在の現金資産の水準は過大であると考えます。必要資金を超えた現金資産の積み上げは資本効率の低下・企業価値の毀損につながります。当社は ROIC が高い優良な事業を有しており、現金資産の増加により ROE が低下している現状を考えれば、株主還元をさらに拡充することにより ROE の向上を目指すべきです。そこで、更なる当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約 10%を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

## 2 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の取締役が保有する株式の取扱いについて定めるため、当社の定款第 10 条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(株式に関する取扱) 第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての 手続き等は、法令または本定款のほか、取締 役会において定める株式取扱規定による。 <u>2 (新設)</u>	(株式に関する取扱) 第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての 手続き等は、法令または本定款のほか、取締 役会において定める株式取扱規定による。 <u>2 取締役の保有する株式に関する取扱いに ついては、取締役会において定める株式保有 ガイドラインによる。</u>

### (2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても創業家出身者を除き、取締役の経済的利益の大半は基本報酬や短期業績に紐づけられており、中長期的な企業価値向上との相関が不十分と考えます。

欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の 3~5 倍、社外取締役でも報酬の 1 倍とするケースが大半です。

弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定することを提案します。

## 3 社外取締役の構成に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 21 条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)



変更前	変更後
(取締役の員数) 第 21 条 当社の取締役は、20 名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(取締役の員数) 第 21 条 当社の取締役は、20 名以内とする。 <u>2 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する社外取締役とする。</u>

## (2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様な取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1(その他の市場の上場会社においては2名)以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役 9 名のうち社外取締役は 3 名となっており、コーポレートガバナンス・コード原則上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、女性及びアナリストとして高い経験とスキルを持つ人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の

経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにするでしょう。しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家の意義があると考えます。

以上